## 【記者会見資料】

## 脱原発東北電力株主の会

代表 篠原 弘典

# ●今回の株主提案

29年続けての株主提案

株主数 193名 議決権数 3,090個(309,000株)

# ●プロフィール

- 1990年 第66回定時株主総会参加
- 1990年 株主総会決議取消訴訟
- 1992 年 第 68 回総会に「青森・宮城・福島 3 県の県議会議長を取締役に据える慣例をやめる こと」を求める 3 つの議案の株主提案 (77 名株主 45,400 株)
- 1992 年 株主総会議決権確認訴訟
- 1996年 脱原発株主提案 (102 名株主 68,400 株) 以後毎年
- 2001 年 脱原発株主提案 (687 名株主 710,700 株)
- 2009年 脱原発株主提案、「株券電子化」で 247 名株主 321,500 株に半減
- 2023年 脱原発株主提案 (205 名株主 329,100 株)
- 事務局 10 名 全国約 210 名の株主から賛同協力

## ●これまでの主な株主提案

- ○青森・宮城・福島の県議会議長経験者を取締役に据える慣例をやめる(1992・1996・2001年)
- ○配当金を一株当たり30円に増配すること(1996年~2006年)
- ○取締役会をスリム化すること(1997年・1999年・2001年)
- ○新潟県巻原発建設計画を白紙撤回すること(1996年・1997年・2000年・2001年)
- ○自然エネルギーを推進するためグリーン電気料金制度を導入すること(2000年)
- ○役員報酬を開示すること(2004年~2010年)
- ○部門別カンパニー制度の導入(2005年)
- ○役員退職慰労金制度を廃止すること(2006年)
- ・核燃料サイクル事業からの撤退 (2002 年・2004 年・2005 年・2011 年・2016 年・2017 年)
- ・プルサーマル計画を中止すること (2009年)
- ○浪江・小高原発計画を白紙撤回すること(2012年)
- ○高速増殖炉開発からの撤退(2010年・2016年)
- ○女川原子力発電所の廃止(2017年)
- ○相談役の廃止 (2021 年・2022 年)
- ・原子力発電からの撤退と再生可能エネルギーの推進(2023年)
- ・発電原価及び単価の公開(2023年)・原子力発電所への投資の中止(2023年)
- ・電力システム改革 (2023年)・放射性廃棄物 (2023年)
- ・日本原子力発電および日本原燃への出資・債務保証等は行わない(2023年)
- ・特別顧問等の廃止 (2023年)

※○は、取締役会の反対で株主総会で否決されたが、後に実現した株主提案

# 東北電力株式会社第100回定時株主総会 共同株主提案議案

## 第1号議案 定款一部変更の件(1)

#### ◎議案内容

第1章 総則の(目的)第2条を以下の通り変更する。 (下線は変更部分)

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - (1) 電気事業

ただし原子力発電は行わない。

- (2) 分散型エネルギー資源等を活用したエネルギーサービス
- (3) エネルギー関連の設備及び機械器具の製造,販売,リース,設置,運転及び保守
- (4) 冷水,温水,蒸気等の熱供給事業
- (5) ガス事業
- (6) 情報処理,情報提供サービス及び電気通信事業
- (7) 不動産の売買,賃貸借及び管理
- (8) 土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査、企画、測量、設計、保守及び監理
- (9) コミュニティサポート事業
- (10) 廃棄物の処理及び再生利用
- (11) 前各号並びに環境に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売
- (12) 前各号に附帯関連する事業

#### 〇提案の理由

福島原発事故から13年が経ちました。しかし13年という歳月が経ってもまだ緊急事態宣言は解除されず、放射能汚染が続いたまま帰還困難区域に指定された地域が広範囲に残っているために、避難生活を余儀なくされている人々が今もなお数多く存在しています。

さらに、昨年からは福島原発敷地内に大量に溜まり続けている放射能汚染水を海洋に放出する 愚行が始まっています。30年以上続くとされているこの海洋放出が、海にどの様な悪影響を与 え、どの様な被害をもたらすのかにも、多くの懸念の声が挙げられています。

その様な状況が続く中、新年早々能登半島地震が起こりました。北陸電力の志賀原発は福島原発事故以降運転を停止しており、さらに珠洲市に計画されていた珠洲原発が住民の建設反対運動によって計画凍結に追い込まれていたために、大量の放射能が撒き散らされる事態は免れましたが、様々に起こった被害状況を見れば、地震多発国・日本では原発を全廃する事が迫られていると考えざるを得ません。

そこで、原子力発電を行わないことを定款に明記することによって、原発からの撤退を宣言します。

#### 第2号議案 定款一部変更の件(2)

## ◎議案内容

以下の章を新設する。

- 第7章 女川原子力発電所の耐震安全対策・原子力災害対策の見直し
  - 第39条 当会社は、能登半島地震が突き付けた課題を直視して、女川原子力発電所の耐震 安全対策、原子力災害対策を抜本的に見直す取り組みを早急に開始する。この取り組み を完遂するまで、女川原子力発電所2号機の再稼働を中止する。

#### 〇提案の理由

元日の能登半島地震で動いた海底断層は約150kmですが、北陸電力は志賀原発の審査の中でこれを96kmと過小評価していました。海底探査の限界、活断層の連動可能性を評価することの困難さを示しています。

女川原発においても、活断層の見落としはないのか、陸域を含めて連動可能性が過小評価されていないかが懸念されます。沿岸海域の断層の再調査、プレート間地震・海洋プレート内地震を含めた地震動の再評価、それらに基づく基準地震動の再策定が不可欠となっています。

また今回の能登半島地震では延長100 km 近くにわたって最大4 m隆起するという、驚くべき地殻変動がありました。地殻の隆起・沈降等に対する原発施設の安全性についても、今回の地震から得られる知見を踏まえた再検証が必要です。

さらには、道路の寸断、家屋の倒壊の多発によって、広域避難と屋内退避を基本とする今の原子力災害対策が「机上の空論」であることが露わになりました。複合災害時の原子力災害対策は破綻したと言えます。

これらを抜本的に見直す取り組みが早急に必要であり、それをやり遂げること無しに女川原発の再稼働はあり得ません。

## 第3号議案 定款一部変更の件(3)

#### ◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 再生可能エネルギー電源の最大活用

第40条 当会社は、再生可能エネルギー200万キロワット開発の達成時期を2030年 とし、推進のための施策を早急に策定する。

#### 〇提案の理由

当会社は、ここ数年来再生可能エネルギー200万キロワットの開発目標をたてています。達成時期を2030年以降としていますが、現在足踏み状態で進展が見られません。女川原発2号機の再稼働に注力するあまり、再生可能エネルギーの開発がおろそかになっていると懸念されます。定款に達成時期を2030年と明記することで、当会社の本気度を内外に示す必要があります。

再生可能エネルギーの発電事業者が電力会社に送配電網への接続を申し込んでも、基幹送電線の容量不足を理由として、接続を拒否された事例が多々見られること、更に再エネ発電に対する出力制御は増加傾向にあります。早急に送配電網の整備増強に着手することが求められています。せっかくの再エネ電気を捨てる行為は容認できません。また、大容量蓄電池(電力系統用蓄電池)の開発、運用についても喫緊の課題です。対応が急がれます。

#### 第4号議案 定款一部変更の件(4)

#### ◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 放射性廃棄物

第41条 当会社は、核燃料サイクルの破綻に対応するため、放射性廃棄物及び使用済核燃料の数量を増加させないものとする。

## 〇提案の理由

日本政府は、使用済核燃料を再処理し、加工して得られたMOX燃料を高速炉で発電に利用する「核燃料サイクル」を謳っています。しかし、サイクルの中核である高速炉「もんじゅ」は失敗し廃炉、六ヶ所村の再処理工場は着工から30年以上も過ぎたうえ、「2024年度上半期の早い時期」とされた完成時期の延期(27回目)も確実です。また、サイクルから生じる高レベル放射性廃棄物の最終処分場も、長崎県対馬でも拒否され、文献調査は北海道寿都町と神恵内村

のみですが、住民や周辺自治体の反発も強く、道は次の段階の概要調査に反対しています。しかも、2023年10月には約300名の地学専門家が「声明 世界最大級の変動帯の日本に地層処分の適地はない」を発表。「核燃料サイクル」は完全に破綻しています。

当社は、本年2月に女川原発敷地内の核燃料乾式貯蔵施設新設を審査申請しましたが、これも 再処理工場未完成で使用済み核燃料を搬出できないためであり、核燃料サイクル破綻への対応と 言えます。

生命への危険がなくなるまでに10万年かかるという高レベル放射性廃棄物(使用済核燃料を含む)を増加させることは、凶悪な犯罪に等しい許されない行為と考え、この提案をします。

#### 第5号議案 定款一部変更の件(5)

#### ◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 特別顧問等の廃止

第42条 当会社は、経営の透明性及び実効性を向上させ、企業統治(コーポレートガバナンス)の更なる強化・向上を図るため、特別顧問等を廃止する。

(この議案は、昨年も、株主の22%の賛同を得たので再提案します。)

#### 〇提案の理由

特別顧問制度は、会社法に規定がなく、慣習的に認められてきた日本企業特有のものです。会長や社長が退任後に企業に残り実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判や、目に見える貢献が乏しいとの指摘がなされ、外国人投資家を中心に透明性等について批判が出ており、企業統治(コーポレートガバナンス)の向上につなげる観点からも見直しの動きが広がっており、すでに、日産やソニー、パナソニック、富士通、資生堂、日本たばこ産業(JT)、カゴメ、伊藤忠商事、三菱電機等、多くの国内企業が廃止しています。

当社は、株主の意見に押され、一昨年6月、常勤の相談役を廃止しましたが、高橋宏明氏が名 蒼顧問、海輪誠氏、原田宏哉氏2名が、未だに特別顧問に就任しています。彼らは、電力全面自 由化が進展する中、事故を起こせば福島原発に見られるように住民の故郷を奪う、危険で不安定 な電源、コスト高で経済性のない原発に固執し、当社の経営を危うくしてきました。

当社が、再生可能エネルギーを基盤とする脱原発の新たな経営に一刻も早く舵を切るためにも、悪しき慣習でしかない特別顧問制度は廃止すべきです。

# ●「株主提案権」とは

#### ※参考

## 新会社法第303条2項および305条1項〔株主による議題・議案の提案権〕

前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権又は三百個(これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数)以上の議決権を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。(以下省略)

株主の「提案権」は、欧米の株主総会では以前から定着していた制度です。株主総会で会社(取締役会)が議案を提案するのと同じように、株主にも議案提案の権利を認めようというものです。日本では、昭和56年の商法改正で、「232条の2」に導入されました。その後2006年の新会社法の第303条2項および305条1項に引き継がれています。その目的は、株主に対して、株主総会の機会を利用して会社の経営に関する株主自身の意思を決議に反映させ、会社内部の風通しを良くしようというものです。

この株主提案権を行使するためには、

- ① 株主総会当日(6月末の予定)の8週間前までに議案を提出すること
- ② 合計で議決権 300 個 (3 万株) 以上の株主の同意・署名があること
- ③ その株主たちが、議案提出の時点で、引き続き6か月以上株を持っていること
- ④ 提案に加わろうとする株主が自分の証券会社等に「個別株主通知」の申出を行うこと

が必要です。

# ●2009年「株券電子化」に伴う株主提案の流れ

以前は、「株主提案権行使合意書兼委任状」に必要事項を記入し届け出印を押して、返送するだけでした。ところが、2009年1月の「株券電子化」で上記手続きの他に、証券会社等に「個別株主通知申出書」を提出し、「個別株主通知申出受付票」を入手し、返送していただく手続きが必要になりました。

